

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年9月8日（平成29年（行個）諮問第140号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行個）答申第136号）

事件名：本人名義の特定銀行口座の凍結の措置に係る特定銀行への情報提供に関する警察庁に対する報告書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成23年度及び24年度に、請求者名義である

- ・ 特定銀行 特定支店 特定口座 特定口座番号1（以下「第1口座」という。）
- ・ 特定銀行 特定支店 特定口座 特定口座番号2（以下「第2口座」という。）
- ・ 特定銀行 特定営業部 特定口座 特定口座番号3（以下「第3口座」という。）
- ・ 特定銀行 特定支店 特定口座 特定口座番号4（以下「第4口座」という。）

に対し、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年12月21日法律第133号。以下「救済法」という。）3条1項の規定に基づく預金口座等の取引停止等の措置が行われるに際し、特定都道府県警察の某署から特定銀行に対して行われた情報提供に関して、特定都道府県警察から警察庁に対して行われた報告又はそれに類する書類」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月5日付け平29警察庁甲個情発第2-5号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

請求人名義の、第1口座、第3口座及び第4口座に対し、救済法3条1項の措置が講じられており、いずれの銀行からも警察の指示であるとの回答を得ており、それに鑑みると本件不開示の信頼性否定は合理的である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

原処分に係る保有個人情報開示請求において、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めている。

2 原処分について

本件開示請求に係る本件対象保有個人情報について、処分庁において調査した結果、当該保有個人情報が存在しなかったことから、法18条2項の規定に基づき原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、第1口座ないし第4口座のうち、第1口座、第3口座及び第4口座については、救済法3条1項の措置が講じられており、いずれの銀行からも警察の指示であるとの回答を得ていることから、本件不開示の信頼性否定は合理的である旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求に係る保有個人情報について調査した結果、当該保有個人情報が存在しないことを確認している。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由として不開示決定を行った原処分の判断は妥当である。

5 結語

処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成29年9月8日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月21日  | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件対象保有個人情報は、「平成23年度及び24年度に審査請求人名義である第1口座ないし第4口座に対し、救済法3条1項の規定に基づく預金口座等の取引停止等の措置が行われるに際し、特定都道府県警察の某署から特定銀行に対して行われた情報提供に関して、特定都道府県警察から警察庁に対して行われた報告又はそれに類する書類」に記録された審査請求人に係る保有個人情報である。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、次のとおりであった。

ア 本件開示請求文言によれば、審査請求人は、同人名義の口座について救済法に基づく取引停止等の措置が講じられているとして、当該措置に関連して特定都道府県警察から警察庁に対して行われた報告又はそれに類する保有個人情報の開示を求めているものと解される。

イ 審査請求人のいう救済法に基づく預金口座の取引停止等の措置については、救済法に次のとおり規定されている。

(ア) 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置（以下「口座凍結等」という。）を適切に講ずるものとされている（救済法3条1項）。

(イ) 上記（ア）でいう「犯罪利用預金口座等」とは、振込利用犯罪行為において、振込先となった預金口座などである（救済法2条4項）。

(ウ) また、上記（イ）でいう「振込利用犯罪行為」とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものである（救済法2条3項）。

ウ 都道府県警察では、上記救済法の規定を踏まえ、振込利用犯罪行為に利用された疑いのある預金口座等を把握した場合は、当該預金口座が開設された金融機関に対して口座凍結の措置を講ずるよう依頼している。

また、上記依頼を行った事実のうち、特殊詐欺、利殖勧誘事犯及びヤミ金融事犯等に係るものについては、当該依頼に係る情報を警察庁とオンラインで接続している業務管理システム（以下「本件システム」という。）に登録している。

エ 警察庁は、本件システムの登録情報を集約し、「凍結口座名義人リスト」を作成している。

オ 処分庁において、本件開示請求を受けて、本件システムの登録情報を検索して、本件対象保有個人情報の有無を確認したが、審査請求人に係る本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

カ 以上のことから、警察庁において本件対象保有個人情報は保有していないと判断した。

(2) 諮問庁から、本件システムの登録情報の検索結果の提示を受けて確認

したところ、諮問庁の上記（１）才の説明のとおり、審査請求人に係る本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

そのほか、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情は存しないことから、上記（１）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、警察庁において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、警察庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久